

2019年10月28日

年俸制の雇用形態「スペシャリスト」の新設について

株式会社広島銀行（頭取 部谷 俊雄）では、年俸制の雇用形態「スペシャリスト」を新設しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

デジタルトランスフォーメーション（＝デジタルによる事業構造の変革）やコンサルティング業務の強化など、業務の多様化・高度化が進展するなか、特定の専門分野※において高いスキルを保有する人財を積極的に採用し、ダイバーシティを推進する。

※マーケット関連、投資銀行関連、デジタル関連など

2. 制度概要

〔スペシャリスト（契約職員）〕

対 象 者	特定の専門分野において高いスキルを保有する方
処 遇	・年俸制 ・処遇水準については、当行の既存の人事制度・給与体系に関係なく、専門性の高さ等に応じて、個別に決定する
雇 用 期 間	有期（1年更新）

※必要資格は特に定めない

3. 実施日

2019年11月1日（金）

以 上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社広島銀行 人事総務部
TEL (082) 247-5151 (代表)